

長浜市告示第176号

長浜市妊婦支援給付金支給要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市妊婦支援給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第10条の2に規定する妊婦支援給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し、法、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）及び長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 妊婦給付認定 法第10条の9第1項の認定をいう。
- (2) 妊婦給付認定者 法第10条の9第2項の規定により認定を受けた者をいう。
- (3) 面談 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第22項に規定する妊婦等包括相談支援事業による援助としての面談をいう。

(支給要件)

第3条 給付金の支給は、妊婦であって、本市に住所を有するもの（本市の住民基本台帳に登録のある者をいう。）に対して行う。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

(妊婦給付認定)

第4条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、妊婦給付認定申請書・ながはま出産応援ギフト支給申請書兼請求書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 申請者は、前項の規定による申請を行う前に面談を受けるものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(妊婦給付認定の通知)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、給付金の支給を行うことが適当であると認めるときは、妊婦給付認定を行い、妊婦給付認定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、給付金の支給を行うことが適当ではないと認めるときは、妊婦給付認定申請却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(妊婦給付認定の取消し)

第6条 市長は、妊婦給付認定者が本市の区域外に住所を有するに至ったと認めるときは、当該妊婦給付認定者の妊婦給付認定を取り消すものとする。この場合において、市長は、当該取消を通知しない。

2 市長は、妊婦給付認定者が子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第1条の2各号の規定に該当すると認めるときは、当該妊婦給付認定者の妊婦給付認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、妊婦給付認定取消通知書（様式第4号）により当該妊婦給付認定者に通知するものとする。

(胎児の数の届出)

第7条 妊婦給付認定者は、出産予定日の8週間前の日（同日前に出産、死産、流産又は人工妊娠中絶をした場合はその日）以後に、お子様の数の届出書・ながはま子育て応援ギフト支給申請書兼請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 妊婦給付認定者は、前項の規定による届出を行う前に面談を受けるものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(給付金の支給)

第8条 市長は、妊婦給付認定者に対し、給付金を支給する。

2 給付金の額は、当該妊婦給付認定者の胎児の数に1を加えた数に5万円を乗じて得た額とする。

3 妊婦給付認定者が当該妊婦給付認定の原因となった妊娠と同一の妊娠を原因として、令和6年度出産・子育て応援給付金（令和6年度の予算における国の妊娠出産子育て支援交付金を財源として支給される給付金であって、市町村（特別区を含む。）から、妊娠から出産及び子育てまでの支援の観点から支給されるものをいう。以下この項において同じ。）の支給を受けた場合又は他の市町村から給付金の支給を受けた場合は、当該妊婦給付認定者に対する給付金の額は、前項に規定する額から当該支給を受けた令和6年度出産・子育て応援給付金又は給付金の額を控除した額とする。

4 妊娠及び胎児の数の判断は、医師等による胎児心拍の確認により行うものとする。

5 市長は、妊娠又は胎児の数の確認をする必要があると認める場合は、申請者若しくは妊婦給付認定者（以下「申請者等」という。）の同意を得て医療機関に照会し、又は申請者等に対して医療機関において胎児の心拍若しくは心音が確認されたことを証明する書面の提出を求めるものとする。

(給付金の支払方法)

第9条 給付金のうち、5万円は妊婦給付認定の日後遅滞なく、前条第2項及び第3項の規定により算定した額から5万円を控除した額は第7条第1項の規定による届出があった日後に支払うものとする。

2 給付金の支払方法は、口座振替によるものとする。

(給付金の支払通知)

第10条 市長は、給付金の支給をするときは、妊婦支援給付金支払通知書（様式第6号）により妊婦給付認定者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、第5条第1項に規定する通知と合わせて行うことができる。この場合において、市長は、同項及び前項の規定にかかわらず、妊婦給付認定通知書兼

妊婦支援給付金支払通知書（様式第7号）により妊婦給付認定者に通知するものとする。
（手続の併合等）

第11条 長浜市補助金等交付規則第20条の2の規定により、同規則第4条及び第17条の手続は併合し、同規則第7条、第14条及び第15条の手続は省略する。

（不当利得の返還）

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、当該給付金を返還させるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

妊婦給付認定申請書・
ながはま出産応援ギフト支給申請書兼請求書
（妊婦のための支援給付金／出産・子育て応援交付金による出産応援ギフト）

長浜市長 あて

申請日

年

月

日

（令和7年4月以降の妊娠の場合） ☐ 妊婦給付認定の資格を有するため、妊婦給付認定の申請をします。

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、
妊婦給付が認定された場合妊婦支援給付金 又は
出産応援ギフトの支給（妊婦1人につき5万円）を

- ☐ 希望します。
☐ 他市町村で1回目の支給を受けています。
☐ 希望しません。

1.申請者(妊婦)

ふりがな											生年月日			職業		
氏名											年	月	日			
個人番号											日中連絡先					
現住所																
居住地	（現住所と異なる場合のみ記載）															
妊娠届出日 妊娠月数	年			月			日 か月			出産予定日	年			月		日
妊娠届出時点の 住所地	（現住所と異なる場合のみ記載）															

2.妊娠に関して診療を受けている医療機関の情報

医療機関の 名称					医療機関の 電話番号				
医療機関の 所在地									
診断した 医師の氏名									

3.請求額

円

（※他市町村で支給を受けた場合は「金0円」と記入してください。）

4.振込口座(1の申請者の口座)

※ 下欄に記入し、振込先金融機関の口座確認書類を添付してください。他市町村で支給を受けた場合は記入・添付不要です。

【受取口座記入欄】

金融 機 関 名	銀 行 信用金庫 ()					支 店 名	本店(所) 支店(所) 出張所				
	金融機関コード						支店コード				
分類	1 普通 2 当座		口座番号								
フリガナ											
口座名義人											

※ ゆうちょ銀行を選択される場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

※ 長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※ 事情により口座をお持ちでない方はお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】

妊婦支援給付金（１回目）又は出産応援ギフトの支給を希望する場合は
下記の全ての項目を確認し、□にチェック（✓）してください、

☐

以下、全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 他の自治体で、妊婦支援給付金（１回目）又は出産・子育て応援交付金による出産応援ギフトの支給を受けていません。
- ② 妊婦支援給付金又は出産応援ギフトの支給状況などについて、他の自治体に確認することに同意します。
- ③ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合又は妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援に必要となる場合には、市、他自治体、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。
- ④ 妊婦支援給付金については、妊婦給付認定後に長浜市外に転出した場合、長浜市の妊婦支援給付認定が取り消されることに同意します。（転出後に支給を受ける場合は、転出先市町村で再度申請が必要）
- ⑤ 妊婦支援給付金又は出産応援ギフト支給後、本申請書の記入事項について虚偽があることが判明した場合や二重支給が発覚した場合には、妊婦支援給付金又は出産応援ギフトを返還します。

本申請の内容に相違ありません。

年 月 日 申請者氏名 _____

提出書類（必須）

※提出書類を確認し、□にチェック（✓）してください。

- ☐ 妊婦給付認定申請書兼ながはま出産応援ギフト支給申請書兼請求書（本書）
※必要事項をご記入ください。
- ☐ 妊娠中の方へのアンケート
- ☐ 申請者本人確認書類の写し ※提示による確認も可とする。
※運転免許証、マイナンバーカード（表面）、旅券等の写しを添付してください。（いずれか１点）
- ☐ 受取口座を確認できる書類の写し
※受取口座は、申請者の名義のものに限ります。
※通帳、キャッシュカード等の受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写しを添付してください。（いずれか１点）

【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。

（チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。）

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

長浜市長

妊婦給付認定通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、
認定しましたので通知します。

なお、子ども・子育て支援法第10条の10の規定に基づき、妊婦給付認定後に長
浜市外に転出した場合は、転出日をもって長浜市の妊婦支援給付認定は取り消
されます。（本認定通知日前に転出した場合は、本認定通知日をもって取り消さ
れます。）

また、取消しにより長浜市から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場
合は、転入先市町村で再度妊婦給付認定を受けていただく必要があります。

（取消処分があった場合の不服申立て）

上記の取消の処分があった場合に、当該取消処分について不服があるときは、転出日の翌日から起算し
て3か月以内に、長浜市長に対して審査請求をすることができます。当該取消処分については、上記の審
査請求のほか、転出日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市を被告として（訴訟において長浜市を代
表する者は長浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請
求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から
起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、転出日（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があ
った日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起
することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間又は転出日（審査請求をした場合は、その審査請求に対す
る裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消
しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

長浜市長

妊婦給付認定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、
次の理由で申請を却下しましたので通知します。

却下した理由

（不服申立て）

この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市を被告として（訴訟において長浜市を代表する者は長浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間又はこの処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号（第6条関係）

第 年 月 日 号

様

長浜市長

妊婦給付認定取消通知書

次のとおり、妊婦給付認定を取り消しましたので通知します。

1. 取消しの日 年 月 日

2. 取消しの理由

（不服申立て）

この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市を被告として（訴訟において長浜市を代表する者は長浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間又はこの処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

**お子様の数の届出書・
ながはま子育て応援ギフト支給申請書兼請求書**
(胎児の数の届出書／出産・子育て応援交付金による子育て応援ギフト)

長浜市長 あて

届出日

年

月

日

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、

妊婦支援給付金(2回目)の支給(胎児の数×5万円)

又は 子育て応援ギフト(お子様の人数×5万円)を

☐ 希望します

☐ 希望しません

1.申請者(※妊婦支援給付金の場合の申請者は妊婦本人に限ります。)

ふりがな											生年月日		
氏名											年	月	日
個人番号											日中連絡先		
現住所													

2.お子様の人数(胎児の数)

人

3.妊娠に関して胎児の数の確認を受けた医療機関の情報(※令和7年3月31日以前出産の場合は記入不要)

医療機関の 名称			医療機関の 電話番号	
医療機関の 所在地				

4.対象児童(※令和7年3月31日以前の出産の場合はご記入ください。)

ふりがな											生年月日		
氏名											年	月	日
現住所													

5.請求額

円

6.振込口座(1の申請者の口座)

※ 下欄に記入し、振込先金融機関の口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融 機 関 名	銀 行 信用金庫 ()					支 店 名	本店(所) 支店(所) 出張所				
	金融機関コード						支店コード				
分類	1 普通 2 当座		口座番号								
フリガナ											
口座名義人											

※ ゆうちょ銀行を選択される場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

※ 長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※ 事情により口座をお持ちでない方はお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】

妊婦支援給付金（２回目）又は子育て応援ギフトの支給を希望する場合は

下記の全ての項目を確認し、□にチェック（✓）してください、

☐

以下、全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 他の自治体で、妊婦支援給付金（２回目）又は出産・子育て応援交付金による子育て応援ギフトの支給を受けていません。
- ② 妊婦支援給付金又は子育て応援ギフトの支給状況などについて、他の自治体に確認することに同意します。
- ③ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合又は妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援に必要となる場合には、市、他自治体、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。
- ④ 妊婦支援給付金又は子育て応援ギフト支給後、本申請書の記入事項について虚偽があることが判明した場合や二重支給が発覚した場合には、妊婦支援給付金又は子育て応援ギフトを返還します。

本申請の内容に相違ありません。

年 月 日 申請者氏名 _____

提出書類（必須）

※提出書類を確認し、□にチェック（✓）してください。

- ☐ お子様数の届出書兼ながはま子育て応援ギフト支給申請書兼請求書（本書）

※必要事項をご記入ください。

- ☐ 申請者本人確認書類の写し ※提示による確認も可とする。

※運転免許証、マイナンバーカード（表面）、旅券等の写しを添付してください。（いずれか１点）

- ☐ 受取口座を確認できる書類の写し

※受取口座は、申請者の名義のものに限ります。

※通帳、キャッシュカード等の受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写しを添付してください。（いずれか１点）

- ☐ 令和7年4月以降で母子健康手帳交付前に胎児が出産に至らなかった場合は
医師の診断書等（胎児心拍の確認及び妊娠していた胎児の数を証明するもの）
の提出をお願いすることがあります。

【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。

（チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。）

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

第 年 月 号
年 月 日

様

長浜市長

妊婦支援給付金支払通知書

妊婦支援給付金（1 回目・2 回目）については、次のとおり支払いますので通知します。

1. 支払予定日 年 月 日
2. 支払金額 円

様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

長浜市長

妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、
認定しましたので通知します。

また、妊婦支援給付金（1回目・2回目）の支給について、次のとおり支払
しますので通知します。

1. 支払予定日 年 月 日

2. 支払金額 円

なお、子ども・子育て支援法第10条の10の規定に基づき、妊婦給付認定後に長
浜市外に転出した場合は、転出日をもって長浜市の妊婦支援給付認定は取り消
されます。（本認定通知日前に転出した場合は、本認定通知日をもって取り消さ
れます。）

また、取消しにより長浜市から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場
合は、転入先市町村で再度妊婦給付認定を受けていただく必要があります。

（取消処分があった場合の不服申立て）

上記の取消の処分があった場合に、当該取消処分について不服があるときは、転出日の翌日から起算し
て3か月以内に、長浜市長に対して審査請求をすることができます。当該取消処分については、上記の審
査請求のほか、転出日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市を被告として（訴訟において長浜市を代
表する者は長浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請
求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から
起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、転出日（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があ
った日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起
することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間又は転出日（審査請求をした場合は、その審査請求に対す
る裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消
しの訴えを提起することが認められる場合があります。